

議案第58号

境港市税条例の一部を改正する条例制定について

境港市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年9月9日 提出

境港市長 伊達憲太郎

境港市税条例の一部を改正する条例

第1条 境港市税条例（昭和30年境港町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第94条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第94条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」を「左欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）」に改める。

第2条 境港市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項の規定は、令和3年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

3 附則第1項ただし書に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

(参 考)

主 な 内 容

1 軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し（第94条関係）

- (1) 1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの課税標準について、葉巻たばこ1本を紙巻たばこ0.7本に換算する。
- (2) 1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの課税標準について、葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本に換算する。

2 施行期日

- (1) 令和2年10月1日
- (2) 令和3年10月1日

議案第62号

市長の退職手当の特例に関する条例制定について

市長の退職手当の特例に関する条例を次のとおり制定する。

令和2年9月9日 提出

境港市長 伊達憲太郎

市長の退職手当の特例に関する条例

令和2年10月3日から令和6年7月24日までの間において市長の職を退職（任期满了、辞職、失職、解職、死亡等をいう。）した者に対する退職手当については、境港市職員の退職手当に関する条例（昭和29年境港町条例第16号）第5条の4の規定にかかわらず、支給しない。

附 則

この条例は、令和2年10月3日から施行し、同日において市長の職に在職する者に適用する。

議案第63号

境港市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例制定について

境港市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例を次のとおり制定する。

令和2年9月9日 提出

境港市長 伊達憲太郎

境港市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例

(設置)

第1条 新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の感染拡大による影響を受け、当該影響に対応するための融資を受けた市内事業者の利子負担を軽減し、経営の持続化に資するため、境港市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(条例の失効)

2 この条例は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(参 考)

主 な 内 容

1 新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金の設置

新型コロナウイルス感染症拡大により、経営に深刻な影響を受けている市内事業者が借り入れた資金の利子負担を軽減するため、融資実行日から5年間の利子補給を実施しており、令和2年度に国から交付される「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し、令和3年度以降に生じる経費に必要な財源を確保するため、新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金を設置する。

2 施行期日

公布の日

議案第64号

境港市税条例等の一部を改正する条例制定について

境港市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年9月9日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

境港市税条例等の一部を改正する条例

(境港市税条例の一部改正)

第1条 境港市税条例(昭和30年境港町条例第6号)の一部を次のように改正する。

第19条中「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によって」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第20条中「第52条第1項及び第4項」を「第52条第1項」に改める。

第23条第3項中「規定する収益事業」を「規定する収益事業(以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。)」に改め、「第31条第2項の表の第1号」を「同号」に、「第48条第10項から第12項まで」を「第48条第9項から第16項まで」に改める。

第24条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第31条第2項の表第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第34条の2中「第12項」を「第11項」に、「寡婦(寡夫)控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、

「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第50条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を「又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと」に改め、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第52条第4項から第6項までを削る。

（境港市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 境港市税条例の一部を改正する条例（昭和38年境港市条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第3条の2第1項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては」を「その年中においては」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算し

た割合と」に、「第52条第1項及び第4項」を「第52条第1項」に改める。

附則第5条の2第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第17条第1項中「第35条の2第1項」を「第35条の2第1項、第35条の3第1項」に改める。

附則第17条の2第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年1月1日から施行する。ただし、第1条（第24条第1項第2号、第34条の2及び第36条の2第1項の改正規定を除く。）及び附則第4条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

(延滞金に関する経過措置)

第2条 第2条の規定による改正後の境港市税条例の一部を改正する条例（昭和38年境港市条例第24号）附則第3条の2の規定は、前条に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後の境港市税条例（昭和30年境港町条例第6号。以下「新条例」という。）第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）、第34条の2及び第36条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第23条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。）」とする。

第4条 附則第1条ただし書に掲げる規定による改正後の境港市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同条ただし書に掲げる規定の施行の日（以下この条において「ただし書施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）がただし書施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。

- 2 ただし書施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度がただし書施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及びただし書施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度がただし書施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(参 考)

主 な 内 容

1 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し（第1条中第24条、第34条の2、第36条の2関係）

婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子（前年の総所得金額等が48万円以下の者に限る。）を有する单身者について、「ひとり親控除」を適用するとともに、新たに個人市民税の人的非課税措置の対象とする。

2 延滞金の割合等に係る見直し（第2条中附則第3条の2、附則第5条の2関係）

延滞金の負担軽減を図るための特例に係る割合である「特例基準割合」の名称を「延滞金特例基準割合」に改め、納期限の延長の適用を受けた場合の延滞金の割合は、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントを加算したものが年7.3パーセント未満の場合には、その年中において当該加算した割合とする等の改正に伴う所要の改正を行う。

3 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の創設（第2条中附則第17条、附則第17条の2関係）

個人が低未利用土地等の譲渡を行った場合には、その年中の低未利用土地等に係る長期譲渡所得の金額から100万円（当該長期譲渡所得の金額が100万円に満たない場合には、当該長期譲渡所得の金額）を控除する特例が創設されたことに伴う所要の改正を行う。

4 法人税法における法人の連結納税制度の見直しに伴う対応（第1条（第24条、第34条の2、第36条の2の改正規定を除く。）関係）

法人税法において、企業グループ内の法人の損益を通算するなど、グループ全体を一つの納税単位とする「連結納税制度」が廃止され、「グループ通算制度」へ移行する。同制度では、親法人及び各子法人が個別に法人税等の計算及び申告を行うこととなるが、損益通算のメリットは残しながら、事務の簡素化の見直し等を行うため所要の改正を行う。

5 施行期日

1から3までについては、令和3年1月1日

4については、令和4年4月1日

議案第65号

境港市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

境港市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年9月9日 提出

境港市長 伊達憲太郎

境港市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

境港市国民健康保険税条例（昭和34年境港市条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第5項及び第6項中「、第35条の2第1項」を「、第35条の2第1項、第35条の3第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の追加（附則第5項及び第6項関係）

地方税法の改正に伴い、長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例に、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除を加える。

2 施行期日

令和3年1月1日